

令和5年度 NICO プレス広告掲載に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人にいがた産業創造機構（以下「機構」という。）の機関紙「NICO プレス」への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) NICO プレス 「公益財団法人にいがた産業創造機構有料広告掲載に関する要綱」（以下「広告掲載要綱」という。）第2条第1項第4号に掲げる機関誌「NICO プレス」のことをいう。
- (2) 広告 NICO プレスの広告ページに掲載される文字又は画像で表示された情報のことをいう。

(広告の規格、掲載料金、募集枠数等)

第3条 広告を掲載する媒体、規格、掲載期間、掲載料金、募集枠数、発行部数、主な配付先は、次の表に定めるとおりとする。

掲載媒体及び掲載頁	NICO プレス P16（裏表紙）		NICO プレス P15（裏表紙裏面）
	規格 （※1）	A4判 1面 （縦257mm×横210mm/枠） 4色カラー	A4判 1/2面 （縦120mm×横190mm/枠） 4色カラー
掲載期間 （※2）	令和5年4月～令和6年3月までの奇数月発行（全6号）		
掲載料金 （税込）	52,000円/枠/号	28,000円/枠/号	85,000円/枠 全6号分
NICOクラブ 会員の場合 （※3）	49,500円/枠/号	26,000円/枠/号	82,500円/枠 全6号分
募集枠数	各号ごとに A4判1面 1枠 又は A4判1/2面 2枠 ※同一号に1面と1/2面の申込みがあった場合は、1面を優先する。		2枠（1枠を上限）
発行部数	3,000部/号		
主な配付先	NICOクラブ会員企業（約1,000社）、行政機関、商工団体等 約2,000件		

※1 「裏表紙」と「裏表紙裏面」の同一デザインによる掲載は不可とする。

※2 令和5年度発行スケジュール（予定）うち1号は設立20周年特別号予定
188号（5月25日）、189号（7月25日）、190号（9月25日）、
191号（11月25日）、192号（1月25日）、193号（3月25日）

※3 NICOクラブ会員のうち、会則第6条に定める会費を納めた者を対象とする。

(広告の募集)

第4条 広告の募集は、機構ホームページ等により公募することとし、募集期間は機構が別に定める。

(広告掲載の申込み)

第5条 NICOプレスへの広告掲載希望者は、NICOプレス広告掲載申請書(第1号様式)により、機構が定める期日までに持参、郵送又は電子メールで申請しなければならない。

(広告掲載の決定)

第6条 機構は、広告掲載要綱第4条及び第5条の規定に基づき広告掲載の可否を決定する。

- 2 機構は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について、NICOプレス広告掲載申請結果通知書(第2号様式)により広告掲載希望者に通知することとする。
- 3 機構は、広告掲載希望者が、第3条に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定する。この場合において、同順位の広告掲載希望者が複数あるときは、抽選により決定する。ただし、機構は、必要に応じて広告掲載希望者間の調整を行うことができる。
 - (1) 新潟県内に事業所等が所在する産業支援機関(その業務範囲が全県域に及ぶもの)
 - (2) 新潟県内に事業所等が所在する産業支援機関(前号に規定する以外のもの)
 - (3) 新潟県内に事業所等が所在する前2号に規定する以外の事業者であって、その業務内容が中小企業の経営に資するもの
 - (4) 新潟県内に事業所等が所在する事業者であって、前3号に規定する以外のもの

(広告原稿の作成及び提出)

第7条 広告掲載者(前条により広告掲載を可とする決定を受けた者をいう。以下同じ。)は、広告原稿の内容について事前に機構と協議の上、機構が指定する日までに、掲載する広告原稿を電子データにより機構に提出するものとする。

- 2 広告原稿は、広告掲載者の責任及び負担で作成するものとする。

(広告内容の変更)

第8条 広告掲載者は、前条による広告原稿の提出後に広告内容の変更が必要となった場合、速やかに機構に連絡の上、前条に基づき手続を行うものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告掲載者は、機構が指定する期日までに、第3条に規定する掲載料金を機構に納付するものとする。

(広告掲載の取消し)

第10条 機構は、次の各号に該当する場合は、広告掲載者への催告、その他何らかの手続を要することなく、第6条の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (3) その他、広告掲載が適切でないと機構が判断したとき

(広告掲載の取下げ)

第 11 条 広告掲載者は自己の都合により、広告掲載を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告掲載者は書面により機構あて申し出なければならない。
- 3 第 1 項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載者の責務)

第 12 条 広告掲載者は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告掲載者は、広告掲載に当たり、第三者の権利を侵害する行為、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- 3 広告掲載者は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告掲載者の責任及び負担において解決しなければならない。
- 4 広告掲載者は、広告掲載に関する権利及び義務を、機構の承認なく第三者に譲渡してはならない。

(疑義等の決定)

第 13 条 この要領に疑義があるとき、又はこの要領に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

附 則

この要領は令和 5 年 2 月 20 日から施行する。

(第1号様式)

NICO プレス広告掲載申請書

年 月 日

公益財団法人にいがた産業創造機構
理事長 花角 英世 様

申請者

NICO プレスの広告掲載について以下のとおり申請します。

申請者	所在地	〒		
	会社名等			
	代表者名			
	担当者			
	連絡先	電話番号		
		FAX番号		
	Eメール			
	NICO クラブ 加入状況	<input type="checkbox"/> 会員 (年会費納付)、 <input type="checkbox"/> 左記以外		
申請内容 (希望する広告媒体にチェックの上、必要事項を記載願います。) ※各号の発行予定日は変更になる可能性があります。	<input type="checkbox"/> NICO プレス裏表紙 1面 【掲載希望号】 <input type="checkbox"/> 188号 (2023.5.25) <input type="checkbox"/> 189号 (2023.7.25) <input type="checkbox"/> 190号 (2023.9.25) <input type="checkbox"/> 191号 (2023.11.25) <input type="checkbox"/> 192号 (2024.1.25) <input type="checkbox"/> 193号 (2024.3.25) ※希望する号にチェックを入れてください。	【広告内容】 (掲載を予定している内容を記載してください。)		
	<input type="checkbox"/> NICO プレス裏表紙 1/2面 【掲載希望号】 <input type="checkbox"/> 188号 (2023.5.25) <input type="checkbox"/> 189号 (2023.7.25) <input type="checkbox"/> 190号 (2023.9.25) <input type="checkbox"/> 191号 (2023.11.25) <input type="checkbox"/> 192号 (2024.1.25) <input type="checkbox"/> 193号 (2024.3.25) ※希望する号にチェックを入れてください。	【広告内容】 (掲載を予定している内容を記載してください。)		
	<input type="checkbox"/> NICO プレス P15 1/2面 ※広告の配置はNICOで決定します。	【広告内容】 (掲載を予定している内容を記載してください。)		

(第2号様式)

NICO プレス広告掲載申請結果通知書

年 月 日

様

公益財団法人にいがた産業創造機構
理事長 花角 英世

令和 年 月 日付けで申請のあった NICO プレス広告掲載申請について、下記のとおり決定したので通知します。

記

(決定内容)